



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年9月11日火曜日 第2402号

◇ 目次 ◇

解除予定保安林.....	753
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧.....	753
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	753
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	753
道路の区域変更（県道川之江大豊線）.....	753
道路の供用開始（ " ）.....	754
建設業者の許可の取消し.....	754
道路の供用開始（県道広田双海線）.....	754
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	755

監査公表

監査結果に基づく措置の公表.....	755
--------------------	-----

告示

○愛媛県告示第1117号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年9月11日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

西条市丹原町田滝乙199の2・乙200の1・乙201の2・乙216の1・乙217・乙223から乙226まで（以上9筆について次の図に示

す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画交通広場の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年9月11日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年9月11日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙192番9から 同字乙198番7まで	旧	メートル 7.5~35.0	キロメートル 0.091	
			新	12.0~37.0	0.091	

○愛媛県告示第1121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮805番地先から 同町新宮695番4まで	旧	メートル 3.0~4.2	キロメートル 0.021	
			新	4.2~8.8	0.021	

○愛媛県告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮805番地先から 同町新宮695番4まで	平成24年 9月11日

○愛媛県告示第1123号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(特-19)第1781号	平成19年 8月2日	(株)中野工務店	中野 博正	松山市河野中須賀314-1	平成24年 8月1日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゆんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特-23)第3336号	平成23年 7月4日	(株)森田住宅	森田 靖	松山市八反地甲1642-1	平成24年 8月13日	建築工事業	建設業の廃止
(特-21)第1460号	平成21年 11月18日	向井建設(株)	越智 聡	松山市三津3-5-25	平成24年 8月22日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-21)第16504号	平成21年 6月4日	(株)みずき	高木 寛	松山市井門町684-4	平成24年 8月30日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-19)第11726号	平成19年 9月25日	(株)マツケン正	岩本 正三	松山市竹原3-15-2	平成24年 8月30日	建築工事業 大工工事業 防水工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予市双海町上瀬字宮ノ下甲736番地2から 同字甲788番4地先まで	平成24年 9月11日

○愛媛県告示第1125号

大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・常森地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年9月11日

愛媛県南予地方局長 山本 龍典

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・常森地区）計画書の写し
(2) 大洲市土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成24年9月12日から10月11日まで

3 縦覧場所

大洲市役所本庁

監 査 公 表

○公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年9月11日

愛媛県監査委員 岸 新
同 住 田 省 三
同 笹 岡 博 之
同 佐 伯 満 孝

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Content includes 保健福祉課, 平成23年8月18日, and detailed financial data tables for 生活安定資金貸付金償還金 and 収入未済の医療技術大学授業料.

その結果、平成22年度末の未収入金48,983,000円のうち、平成23年度中に349,120円を回収したほか、150,000円を不納欠損処分し、平成23年度末には、前年度より債務者数で11者減の559者、収入未済額で499,120円減の48,483,880円となっている。

今後とも借受人や連帯保証人の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。

2 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金は、受給者が給付規則に反して他の修学資金を受給していたため、支給決定時に遡って取り消したことにより発生したものであり、平成22年度末までに、168,000円を返納し、未収入金は120,000円となっている。

平成23年度も引き続き地方局を通じ、返納の指導を行った結果、37,000円の納付があったものの、低所得者であることから返納は滞っており、平成23年度末現在の未収入金は83,000円となっている。

今後も完納に向けて継続的に指導を行ってまいりたい。

3 本債権は、地方独立行政法人化に伴い県の債権として残ったものである。これについては、公立大学法人愛媛県立医療技術大学が県機関であった時（平成15年度）に発生したものであることに鑑み、法人の協力を得て債務者の所在調査や催告等を行い、債権回収に努めていたが、平成24年6月9日に消滅時効を迎えたため、不納欠損処理を行った。

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Content includes 医療対策課, 平成23年7月13日, and detailed financial data tables for 看護職員修学資金貸付金償還金 and 看護職員修学資金貸付金.

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Content includes 子育て支援課, 平成23年9月6日, and detailed financial data tables for 児童扶養手当返還金 and 母子寡婦福祉資金特別会計.

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	20,988,581	179,065,102	200,053,683	
21年度	21,897,901	160,089,284	181,987,185	
差引増減	909,320	18,975,818	18,066,498	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	1,175,400	19,116,310	20,291,710	
21年度	1,308,433	18,079,225	19,387,658	
差引増減	133,033	1,037,085	904,052	

(措置の内容)

1 児童扶養手当返還金については、督促状及び催告書の送付など納入指導に努め、一括納付が困難な債務者に対しては履行延期の特約を行い、分割納付の推進により順次回収を行った結果、平成22年度収入未済額4,234,120円のうち、140,000円を回収した。また、消滅時効の完成により、1,776,450円を不納欠損処理した。

しかし、平成23年度において返還金125,160円が新たに発生し、この新たな債務者に対しても、債務の通知を行うなど納入指導に努めたが、平成24年5月末時点で未納となっている。

この結果、平成23年度の収入未済額は2,442,830円となっており、引き続き市町を通じた納入指導や電話による督促などに努めることとしている。

返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、市町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿などの確認について周知徹底を図り、発生の未然防止に努めたい。

2 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には、必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、資金の貸付の段階から本人への相談・指導にあたる市下の母子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話・訪問を行うなど、償還指導に努めた。

さらに、平成23年10月からは、督促時に納入期限の厳守を呼び掛ける文書を同封し、収入未済額の拡大防止に努めた。

これらの結果、前年度からの滞納繰越分220,345,393円のうち、5241,163円が平成23年度内に納入されたが、平成23年度償還分19,781,281円が未収となったことから、平成23年度の収入未済額は234,885,511円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

(措置の内容)

債務者のA社は、豚肉の差額関税脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、平成23年度中には返納がなされなかった。

今後とも元社長宅への訪問や弁護士との協議を続けるなど、鋭意、返還金の回収に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
労 政 雇 用 課	平成23年 8月23日

(監査の結果)

収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
11年度～18年度	2者	121,800	

(措置の内容)

未償還の2名及び連帯保証人に対して、文書による催告と家庭訪問を行った結果、債務者1名については、未償還金69,600円のうち、17,400円が納入され、残りの未償還金も2か月に1回の割合で納入される見込である。もう1名の債務者については、未償還金52,200円が納入されていないが、今後とも、催告を継続するほか、分割納入の指導を行うなど、早期完納に向け努力してまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	平成23年 8月 8日

(監査の結果)

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	10,413,000	29,622,101	40,035,101	
21年度	12,782,000	19,323,044	32,105,044	
差引増減	2,369,000	10,299,057	7,930,057	

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
15年度～16年度 及び 19年度～21年度	5者	1,791,811	

(措置の内容)

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止などにより、平成22年度末で8件40,035,101円(件数は債務者数)の未収金が生じており、債務者の資力などに応じた償還の指導に努めた結果、平成23年度中に2,311,804円が償還され、平成24年3月末現在の滞納繰越に係る未収金額は37,723,297円となったが、平成23年度に新たに4件9,384,000円の未収金が発生したことから、平成24年5月末現在の未収金総額は、47,107,297円となっている。

今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止などにより生じた貸付金償還金に係る違約金については、平成22年度末で5件1,791,811円(件数は実債務者数)の未収金が生じており、いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力などを考慮し、分割による納入や貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

立 地 推 進 課 平成23年 8月23日

(監査の結果)

収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
19年度	1者	34,796,000	

この結果、平成23年度中に208,063円が納入され、平成24年3月末現在の滞納繰越に係る未収金額は、1,583,748円となっている。
今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
森 林 整 備 課	平成23年 8月 8日

(監査の結果)
県有林経営事業特別会計について、平成22年度末の歳入不足額は2億2,070万円と前年度より3,417万円増加していることから、健全な経営に向けて、より一層の努力が望まれる。

(措置の内容)
県営林の経営については、平成12年2月に策定した県営林経営改善計画「県営林経営の新たな改善方向（H12～76）」に基づき早期財政健全化などに取り組んでいる。
平成23年度においては、従来から行っている国庫補助事業の導入による育林経費の負担軽減に加え、
森林そ生緊急対策事業（国費100%）などの実施
緊急雇用創出事業の導入による森林整備
ボランティア活動や企業の森づくり活動の拠点となる“森林づくりフィールド”の提供・整備（森林環境税事業）
など、育林経費（特別会計）の支出を伴わない県営林の整備に努めており、今後とも可能な限りの収支改善を行い、健全な経営に向けて鋭意努力をしてみたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
漁 政 課	平成23年 8月 9日

(監査の結果)
1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	0	1,420,000	1,420,000	
21年度	0	1,430,000	1,430,000	
差引増減	0	10,000	10,000	

2 沿岸漁業改善資金特別会計における違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
22年度	1者	969,517	

(措置の内容)
1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営などを強いられる中、平成22年度末で1名分1,420,000円の6か月を超える長期延滞が生じていたが、分割償還計画に基づく返済の指導に努めた結果、平成23年4月20日に滞納者から分割償還として20,000円が納入され、延滞繰越に係る未収金額は1,400,000円となった。今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。
2 違約金については、平成22年度末で1名分969,517円の6か月を超える長期延滞が生じており、定期的に本人に面談し、違約金の早期納入を指導している。今後とも、適正な納入指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
漁 港 課	平成23年 8月 9日

(監査の結果)
収入未済の違約金（設計委託業務に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
12年度	1者	210,000	

(措置の内容)
違約金210,000円は、破産終結通知によって回収のできない債権であることから、不納欠損処分の方で措置したい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
出 納 局	平成23年 8月18日

(監査の結果)
現金支給する新規採用職員（1名）の4月分給与について、給与資金前渡担任者が支給定日から20日遅延して支給していた。

(措置の内容)
給与資金前渡担任者及び給与事務担当者に対して、新規採用職員の4月分給与の支給方法を指導するとともに、給与事務担当者の異動の際には、上位職員についても遺漏なく事務引継ぎを行うよう指導を行った。
なお、平成24年3月1日付け23会第232号通知「年度当初における給与事務の処理について」において、新規採用職員に係る事務処理についての取扱資料を追加し、全庁的に注意喚起を行った。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	平成23年 8月23日

(監査の結果)
奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	30,882,000	27,451,400	58,333,400	
21年度	25,851,000	19,668,000	45,519,000	
差引増減	5,031,000	7,783,400	12,814,400	

(措置の内容)
奨学資金貸付金の償還については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務などを指導するとともに、卒業後も、新たに返還を開始する者全員に対し、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限の厳守を指導している。
また、督促・返還指導などを業務とする「奨学生指導員」（非常勤嘱託2名）と係員が連携し、未納者本人や連帯保証人などに対する訪問や電話による返還指導の強化、長期未納者に対する指導方法の検討会開催などにより、収入未済額の縮減に努めている。
結果、滞納繰越分は、平成22年度末現在の未収額58,333,400円について、平成23年度に14,777,000円を収納し、平成24年3月末現在では43,556,400円となったが、平成17年度に旧育英会の高校奨学金事業が県に移管されたことから、この移管分の返還開始に伴う返還者の増大

などにより、平成23年度新たに511件38,116,000円の未収金が発生したため、平成23年度末現在の収入未済額は81,672,400円となった。
 今後は、更にきめ細かな返還指導を徹底し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
人 権 教 育 課	平成23年 8月10日

(監査の結果)

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	55,229,226	331,228,209	386,457,435	
21年度	54,784,351	282,697,405	337,481,756	
差引増減	444,875	48,530,804	48,975,679	

(措置の内容)

平成23年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、126,095,277円の調定額に対し、収納額74,900,882円(収納率59.4%)であり、収納率は前年度比で3.3%の増となった。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当者が奨学生であった者やその保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、平成23年度中に7,485,503円を収納し、平成24年3月末現在では378,779,767円となったが、新たに平成23年度の未収金51,194,395円が発生したことから、平成23年度末の収入未済額は429,974,162円となっている。

平成23年度から新たな試みとして、全ての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、更に返還を促すとともに、市町担当者と連携を図りながら、年間を通して係全体体制で面接指導を行うなど、より効果的な運用を図っている。

今後は、更にきめ細やかな返還指導を徹底し、債務者の返還意識を高揚させることで、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成23年 8月30日

(監査の結果)

- 1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	5,894,000	17,165,763	23,059,763	
21年度	8,371,000	17,621,763	25,992,763	
差引増減	2,477,000	456,000	2,933,000	

- 2 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
17年度及び19年度	2者	1,353,000	

- 3 延滞金(放置違反金に伴うもの。)について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	1,302,600	1,248,300	2,550,900	
21年度	878,700	408,600	1,287,300	
差引増減	423,900	839,700	1,263,600	

(措置の内容)

- 1 放置違反金については、滞納者との面接や電話による催促、督促状の送付、銀行預金の差押えによる滞納処分などを積極的に実施した。その結果、平成22年度末収入金23,059,763円(1,507件)が、平成23年度末現在で13,039,763円(853件)となり、10,020,000円(654件)減少した。今後とも、放置違反金の納期限内の収入確保に努めるとともに、未納者へは違反車両の道路運送車両法に定める継続検査の拒否制度と合わせ、住所変更の調査や携帯電話番号照会などの追跡調査に基づき、滞納処分や任意納付のための督促などを積極的に実施し、収入未済額の縮減に努める。

特に、長期滞納者については、原則、滞納者と面接し、催促活動を実施するとともに、徴収体制を強化していくこととしたい。

- 2 損害弁償金の未収金のうち、平成17年度分については、督促状により催告していたものの、納入がないまま所在不明となっていた債務者を平成22年4月に所在確認したため、納入通知書を再発行して納入を求め、平成23年度末現在で5,000円納入された。しかしながら、債務者に収入がないことから、早期の納入は困難な状況であるが、継続的な納入に努めたい。平成19年度分は、債務者と面談して納入意思を確認し、平成23年度末現在で259,000円が納入された。今後も、債務者の支払能力を確認し、継続的な納入に努めたい。

- 3 放置違反金に係る延滞金については、滞納者との面接や電話による催促、督促状の送付、銀行預金の差押えによる滞納処分などを積極的に実施した。その結果、平成22年度末収入金2,550,900円(762件)が、平成23年度末現在で、2,162,000円(623件)となった。今後とも、放置違反金に係る延滞金の納期限内の収入確保に全力を挙げるとともに、滞納者宅への訪問、所在不明者の追跡調査を行い、滞納処分や任意納付のための督促などを積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 児 童 相 談 所	平成23年 5月18日

(監査の結果)

- 1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	1,728,470	8,594,408	10,322,878	
21年度	1,703,890	8,458,398	10,162,288	
差引増減	24,580	136,010	160,590	

- 2 児童相談所における一時保護所の安全対策については、児童福祉施設最低基準等に基づき、火災等の非常災害に備え具体的な避難計画の作成に努めるとともに、訓練を毎月1回以上実施することとされているところ、避難計画を作成していなかったほか、訓練も実施していなかった。

(措置の内容)

- 1 収入未済額については、督促状、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。なお、今後発生する負担金については、面接やケース訪問時を利用し、期限内納入の啓発に努めたい。

区 分	収入未済額（円）		
	平成22年12月31日現在	平成23年度への繰越額（平成22年度未現在）	平成23年12月31日現在
平成22年度分	958,130	1,728,470	1,592,970
滞納繰越分	9,199,128	8,594,408	4,914,748
計 ①	10,157,258	10,322,878	6,507,718
平成23年度分②			1,961,140
合計（①+②）	10,157,258	10,322,878	8,468,858

2 平成23年4月1日付けで、「東予児童相談所非常災害対策規程」を定め、年間非常災害訓練計画に基づき、同年4月以降訓練を実施している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成23年7月22日

（監査の結果）
県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	574,879,804	808,547,728	1,383,427,532	
21年度	472,067,359	820,466,200	1,292,533,559	
差引増減	102,812,445	11,918,472	90,893,973	

（措置の内容）
滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において、滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化月間の設定、差押えの早期着手と換備処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成23年度に繰り越した未収入金1,383,427,532円が、平成24年3月31日現在で、993,893,861円に減少した。
平成23年度現年課税分については、「自動車税納期前納付キャンペーン」（街頭啓発活動等）や、口座振替の推進、納税貯蓄組合の指導、広報による啓発などにより納期前自主納税の促進に努めたが、平成24年5月31日時点の未収入金は468,455,712円となった。
今後とも、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに、滞納繰越分の整理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成23年7月22日

（監査の結果）
1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	36,000	200,020	236,020	
21年度	113,020	99,000	212,020	
差引増減	77,020	101,020	24,000	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	6,167,361	9,670,209	15,837,570	
21年度	5,212,648	7,848,302	13,060,950	
差引増減	954,713	1,821,907	2,776,620	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	246,896	654,173	901,069	
21年度	165,796	513,376	679,172	
差引増減	81,100	140,797	221,897	

（措置の内容）

1 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、滞納者に対し、督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた。
しかし、平成23年度は、前年度からの滞納繰越分236,020円及び平成23年度償還分64,485円が未収となったため、平成23年度末の収入未済額は、300,505円となった。
滞納者は生活保護受給者や低額の年金受給者であるため、計画どおりの返還が困難であるが、今後も粘り強く返還指導を行い、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めてまいりたい。
2 母子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子自立支援員が制度を十分説明し、適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には、借受者に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。
滞納者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知、本人又は保証人への電話、臨戸訪問を行うなど納入指導に努めた。
その結果、平成23年度は、滞納繰越分16,738,639円のうち、2,161,797円が納入された。しかし、当年度償還分7,087,190円が未収となったため、平成23年度末の収入未済額は、21,664,032円となったことから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	平成23年7月22日

（監査の結果）
収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額（円）	備 考
19年度	1 者	115,688	

（措置の内容）

平成19年度に発注した急砂第2-1号の3急傾斜地崩壊対策工事については、元請業者であるA社が事実上倒産したことから、平成19年12月3日付けで契約を解除し、前払金還付金として、4,210,000円が保証事業者から入金された。この額に対する利息115,688円を、元請業者であるA社に請求するも、いまだ納付されていない。
同社は、経営不振により経営破綻し、社長は、平成19年12月末頃から、商業登記を残したまま所在不明となっている。このため、商業登記簿調査、住民票調査、臨戸、建設業界知人からの聞き取り調査などを行い、行方を捜索しているところである。

平成23年3月7日の臨戸調査においても所在は判明しなかったため、平成24年度の住民票などの調査で記載事項に変更がなければ、工事の契約解除（平成19年12月3日）から3年以上を経過しているため、債権の種類、時効の時期などを確認し、債権放棄をする方向で検討したい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所	平成23年7月21日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	460,500	3,704,800	4,165,300	
21年度	986,500	3,723,100	4,709,600	
差引増減	526,000	18,300	544,300	

2 収入未済の違約金（工事請負契約及び設計委託業務に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
13年度及び14年度	2者	109,725	

3 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
14年度	1者	37,925	

(措置の内容)

1 平成22年度末時点で、4,165,300円（32名）の収入未済額があり、納入促進対策として、滞納者に対し、定期的に戸別訪問などによる納入督促を行い、滞納繰越金の約14.0%、584,900円（17名）の納入があったが、平成23年度現年度分の収入未済額が616,300円となったことから、平成23年度末現在の収入未済額は、4,196,700円となった。

今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理を図ってまいりたい。

なお、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出しなどでの催告、連帯保証人への協力依頼などにより、強力に納入指導を実施しているが、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し、訴訟を提起している。

2 工事請負契約の違約金（15,225円）については、平成14年度にB社と工事請負契約（152,250円）を締結したが、経営不振のため倒産し、契約解除による違約金が発生し、請求を行ったところ、代理人弁護士から任意整理に伴う債権届出書の提出依頼があったため、平成14年10月に債権届出書を提出した。その後、同弁護士から、「財産に対し負債が多額であること、また、不動産は処分し、価値ある財産もないことから、違約金への配当は困難である。」旨の話があり、平成19年3月に同弁護士から、「B社の任意整理は事実上終了したが、法人登記の抹消は費用問題で行う予定はない。」との連絡があり、配当はなく、回収困難な状況となった。

当該債権は、上記のとおり、長期化している税外未収債権であり、平成17年10月に消滅時効の期間が経過し、かつ、法人である債務者が倒産により事業を停止し、弁済の見込みがないことから、平成24年2月定例会議において権利放棄することが議決（平成24年3月19日）されたので、同日付けで不納欠損処分を行った。

設計委託業務の違約金（94,500円）については、平成12年度にC社と設計委託業務（945,000円）を締結したが、経営不振のため倒産し、契約解除による違約金が発生した。同社については、平成13年9月に大阪地方裁判所から破産宣告の通知があり、同年10月9日に破産債権届出書を提出したが、平成15年2月5日付けで費用不足による破産手続を廃止する旨の決定（平成15年3月6日確定）及び破産管財人から配当は不可能との通知があり、回収困難な状況となった。当該債権は、工事請負契約の違約金と同様に、長期化している税外未収債権であり、平成20年3月に消滅時効の期間が経過し、かつ、法人である債務者が倒産により事業を停止し、弁済の見込みがないことから、平成24年2月定例会議において権利放棄することが議決（平成24年3月19日）されたので、同日付けで不納欠損処分を行った。

3 平成14年度にB社と工事請負契約（8,925,000円）を締結していたが、経営不振のため倒産し、契約解除による既前払金（3,570,000円）については保証契約に基づき納入させたが、県が請求した日から保証事業会社が納入するまでの間に生じた利息に関しては保証で対応できず、延滞利息（37,925円）が収入未済となった。

当該債権については、同社の違約金とともに代理人弁護士に平成14年10月に債権届出書を提出したが、回収困難な状況となったため、違約金と同様に平成24年2月定例会議において権利放棄することが議決（平成24年3月19日）されたので、同日付けで不納欠損処分を行った。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成23年7月12日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	2,248,386	1,240,036	3,488,422	
21年度	346,900	993,136	1,340,036	
差引増減	1,901,486	246,900	2,148,386	

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	1,245,420	4,566,026	5,811,446	
21年度	1,118,121	4,109,967	5,228,088	
差引増減	127,299	456,059	583,358	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	16,666	1,621,264	1,637,930	
21年度	0	1,674,764	1,674,764	
差引増減	16,666	53,500	36,834	

(措置の内容)

- 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については、改めて催告書を送付するとともに、家庭訪問、電話や文書などで納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額3,488,422円に対し、960,000円の納入があったが、平成23年度償還分1,778,319円が未納となったことから、平成23年度末現在の収入未済額は、4,306,741円となっている。
滞納者は、生活保護を受給している者、又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後も、引き続き家庭訪問などにより返還指導を行い、収入確保に努めたい。
- 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど、納期限内の収入確保に努めた。
また、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し、督促状及び催告書の送付、借主(連帯借主)又は連帯保証人への電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けの依頼や、連帯保証人自身からの償還など、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。
その結果、前年度からの繰越滞納額7,449,376円に対し、1,380,135円の償還(償還率18.5%)となっており、滞納者34名中15名が完済、12名から一部納入を得ることができた。
しかしながら、経済状況の悪化による借主及び連帯借主の収入減や就職難、借主の疾病などにより、生活に困窮し償還できない者が多く、平成23年度収入未済額は7,307,704円(現年度分1,238,463円、滞納繰越分6,069,241円)となった。
この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成23年7月12日

(監査の結果)

- 収入未済の違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
13年度	1者	3,965,000	
- 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
16年度	1者	97,016	

(措置の内容)

- A社の違約金については、平成15年2月7日、同社が破産宣告を受けたため、平成15年2月25日に「債権届出書」を松山地方裁判所に提出した。
その後、破産者の資産(油圧ショベル4台)を占有する別の債権者と破産管財人との間で、資産の所有権を巡り係争となり、二審で当該債権者が破産管財人側に2,500,000円を支払うことで、平成19年3月に和解した。
この結果、2,500,000円の収納を受けて、平成19年9月20日、破産管財人から配当措置が行われたが、破産管財人報酬、国税への配当などが優先され、違約金債権への配当はなかった。
平成19年10月17日に破産手続の廃止が決定し、同年10月23日に法人登記簿が閉鎖された。

愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理に努めていたが、破産手続が終了、時効も到来し、今後、弁済される見込みがないことから、平成24年2月定例県議会における債権放棄の議決を経て、平成24年3月19日付けで不納欠損の手続を行った。

B社の契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息については、平成17年3月23日に調定し、納入通知書を郵送したが、代表者が所在不明のため返送された。以降も所在不明となっている。
会社及び代表者名義の土地や建物は、全て抵当権者に抵当権を行使され、競売されたため残っていない。
会社が存続していることから、今後も、未収債権の縮減に向けた全庁的な取組の下、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、債権回収に努めていきたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 建 設 部	平成23年7月12日

(監査の結果)

- 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	10,430,100	48,642,990	59,073,090	
21年度	15,045,900	47,676,130	62,722,030	
差引増減	4,615,800	966,860	3,648,940	
- 収入未済の違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
13年度及び19年度	3者	1,060,946	

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
13年度及び19年度	3者	1,060,946	

- 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
19年度	1者	418,000	

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
19年度	1者	418,000	

- 前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの。)について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
19年度、21年度及び22年度	3者	100,832	

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
19年度、21年度及び22年度	3者	100,832	

- 土木使用料(道路、河川)について、算定誤りにより申請者に対する過大徴収(計467,374円)及び過小徴収(計35,799円)があったので、申請内容の確認に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。

(措置の内容)

- 県営住宅貸付料については、平成22年度末時点で59,073,090円の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問などを行い、納付指導に努めた結果、3,613,820円減少し、平成23年度末現在の収入未済額は、55,459,270円となった。
今後とも、住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分の回収に努めたい。
- 平成13年度違約金の納入義務者であるC社は、平成15年2月7日に松山地方裁判所から破産宣告を受け、破産手続中であったが、平成19年7月11日、破産管財人から同地方裁判所へ「任務終了の計算報告書」の提出があった。債権回収できたものは、管財人報酬及び公租公課に充当され、一般債権への配当はなかった。

なお、同社は、同年10月17日に破産廃止決定確定、同23日付けで破産廃止決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

平成19年度違約金の納入義務者のうちD社は、平成20年3月3日に破産手続開始となったが、平成21年2月4日、債権者集会において、破産管財人から、「債権回収できたものは、管財人報酬及び抵当権者の債権などに充当し、余剰なし」との説明があった。

なお、同社は、同年3月5日に破産手続廃止の決定確定、同月6日付けで破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

もう一方の納入義務者であるE社は、平成19年5月17日に破産手続開始となり、平成21年7月24日、最後配当6,804円があった後、同年9月3日、債権者集会において、破産管財人から、任務終了と収支計算の報告があった。

なお、同社は、同日に破産手続終結、同4日付けで破産手続終結の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

今後も、未収債権の縮減に向けた全庁的な取組の下、平成23年4月に作成された愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。

- 3 収入未済額は、平成22年度末で418,000円であるが、継続して毎月15,000円を納付してもらっており、平成24年3月末で、収入未済額は238,000円となっている。

今後も、納付を途絶えさせることがないように留意したい。

- 4 平成19年度前払金余剰額に対する利息の納入義務者であるF社は、平成20年3月3日に破産手続開始となったが、平成21年2月4日、債権者集会において、破産管財人から、「債権回収できたものは、管財人報酬及び抵当権者の債権などに充当し、余剰なし」との説明があった。

なお、同社は、同年3月5日に破産手続廃止の決定確定、同6日付けで破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

平成21年度延滞利息の納入義務者であるG社は、平成21年8月に代表者等役員が行方不明となったが、平成23年4月に代表者の所在が判明した。平成23年5月24日に督促を実施し、平成23年11月17日に催告を実施した。

平成22年度前払金余剰額に対する利息の納入義務者であるH社は、平成24年2月7日に破産手続廃止の決定確定、同月8日付けで破産手続廃止の決定確定の登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

今後も、未収債権の縮減に向けた全庁的な取組の下、平成23年4月に作成された愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。

- 5 土木使用料の算定誤りについては、平成23年7月22日付け「占用料算定事務の適正化について」に基づき、占用許可事務研修会の実施、審査マニュアルの作成などにより、再発防止に努めている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中予地方局久万高原土木事務所	平成23年7月12日
(監査の結果)	
砂防施設工事(経施砂第402号の2)について、当初契約した工事箇所の施工が困難となったため、別の工事箇所を施工する旨の変更契約を同一業者と締結していたが、新たな工事契約として入札手続を行うべきであった。	
(監査の結果)	
適正な事務処理を行うため、契約に関する基本事項や変更契約の範囲などについて職場研修を実施し、関係職員の意思の統一を図った。 なお、業務上疑義が生じた場合には、契約担当及び工事担当の間で早期に協議を行うとともに、本庁担当課とも一層の連携を図ることとした。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南予地方局健康福祉環境部	平成23年7月25日 平成23年7月27日

(監査の結果)

- 1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	888,402	6,779,683	7,668,085	
21年度	555,900	6,586,333	7,142,233	
差引増減	332,502	193,350	525,852	

(地域福祉課)

- 2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	3,671,944	5,478,253	9,150,197	
21年度	2,580,970	4,700,631	7,281,601	
差引増減	1,090,974	777,622	1,868,596	

(地域福祉課)

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	256,656	1,665,196	1,921,852	
21年度	120,716	1,600,446	1,721,162	
差引増減	135,940	64,750	200,690	

(八幡浜支局福祉室)

- 3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
22年度	101,000	576,082	677,082	
21年度	138,000	638,082	776,082	
差引増減	37,000	62,000	99,000	

(措置の内容)

- 1 平成22年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が7,668,085円であったが、納入指導を行った結果、平成24年3月末までに610,334円納入され、未納額は7,057,751円となった。

未納者は10名であり、うち、7名は保護を廃止、残り3名は保護中である。保護を廃止した7名のうち1名は、行方不明であることから、随時、出身地町役場への住所地調査や近隣聞き込みにより、所在把握に努めたい。(行方不明1名の収入未済額335,000円。)

保護を廃止した残りの6名及び保護中の3名については、継続して返還指導してまいりたい。(廃止した当該6名のうち大口未納者2名については、納付指導により155,000円の納付があり、収入未済額は5,702,716円となった。)

なお、平成23年度の生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

23年度生活保護費戻入金収入状況表

平成24年 5月31日現在

23年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
9,999,648円	8,363,134円	1,636,514円	83.6%

未納者15名

2 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に借主（連帯借主）に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど期限内納付を行うよう改めて通知し、期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主（連帯借主）に対し督促状の送付、電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けや、可能な範囲での支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額11,072,049円は、平成24年3月31日現在で1,738,226円の償還があり、滞納者69名中17名が償還済となったほか、23名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況などにより、生活に困窮した者、多重債務となった者など償還困難者が多く、平成23年度出納閉鎖時の償還未済額は、13,967,842円（現年度分4,634,029円、滞納繰越分9,333,813円）となっている。

この貸付金償還金が、本特別会計における貸付金の財源となることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めたい。

3 平成22年度末において、収入未済額が677,082円あり、訪問や電話などによる納入指導を行った結果、平成24年3月末までに、5名から130,082円納入され、未納額は547,000円となった。

未納者は3名であり、うち1名は保護を廃止し、2名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、平成23年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

23年度生活保護費戻入金収入状況表

平成24年 5月31日現在

23年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
3,023,666円	2,891,666円	132,000円	95.6%

未納者 3名

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南 予 地 方 局 建 設 部

平成23年 7月25日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
22年度	852,600	1,418,600	2,271,200	
21年度	866,800	1,403,000	2,269,800	
差引増減	14,200	15,600	1,400	

(措置の内容)

平成22年度末現在の県営住宅貸付料収入未済額2,271,200円（28名）については、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問などを行い、納付指導に努めた結果、平成23年度中に、平成22年度分852,600円、滞納繰越分50,000円、計902,600円の納付があった。

この結果、平成22年度に係る収入未済額は、平成24年5月末現在で滞納繰越分1,368,600円となり、このうち退去者分1,312,800円（3名）については、集金代行業務を民間委託している。

残り55,800円（2名）は入居中滞納者であるが、滞納者がともに生活保護受給世帯（未回収額は、生活保護受給決定前の家賃）で、それぞれ入院中（1名）、無職（1名）であることから、連帯保証人への督促を行うとともに、状況を見ながら、本人に対しても納付指導していきたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南 予 地 方 局 大 洲 土 木 事 務 所

平成23年 7月27日

(監査の結果)

1 収入未済の違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
20年度	1者	46,725	

2 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
20年度	1者	7,377	

3 土木使用料（道路、港湾）について、算定誤りにより申請者に対する過大徴収（計322,339円）があったので、申請内容の確認に万全を期するとともに、再発防止策を確実に実施されたい。

(措置の内容)

1 一般債権として請求していたが、一般債権への配当が見込めなくなったことから、平成22年12月1日に担当弁護士から破産手続廃止の申立が行われ、同年12月16日に破産手続廃止が決定、平成23年1月21日に確定した。

今後は、法律上の消滅時効期間の完了する2年後（平成26年1月22日）以降に、債務者からの時効援用の申立を待つか、権利放棄の議決による不納欠損の処理を行うこととなる。

2 破産宣告申立の準備中で、破産申立手続が開始され次第、一般債権として請求手続をとることとしていたが、平成24年2月初旬に債務関係者から支払をしたい旨の申出があり、平成24年2月9日付けで納入された。

3 土木使用料の算定誤りについては、平成23年7月22日付け「占用料算定事務の適正化について」に基づき、占用許可に際しチェックリストを作成して、担当者及び上司の二重チェックを徹底するとともに、占用許可台帳への記入などについても二重チェックを行い、再発防止を図っている。